

公 告

保税蔵置場の許可について、関税法第42条第3項の規定に基づき
下記のとおり公告する。

令和8年3月18日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 1 被許可者の名称及び住所
三菱造船株式会社
東京都港区芝五丁目33番11号
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
三菱造船株式会社 香焼工場 保税蔵置場
長崎県長崎市香焼町180番地
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨スレート1階建 1棟
鉄骨スレート2階建 1棟の一部
鉄骨造りテントハウス 4棟
計 5,920.00平方メートル
土地 72,525.74平方メートル
水面 11,122.51平方メートル

合計 89,568平方メートル
- 4 蔵置する貨物の種類
輸出入一般貨物、船用品、仮陸揚貨物
- 5 許可期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 11年 3月 31日